

武蔵野市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市介護保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市介護保険条例（平成12年3月武蔵野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>目次</p> <p>第3章 保険料（第7条—第<u>17</u>条）</p> <p>第4章 罰則（第<u>18</u>条—第<u>22</u>条）</p> <p>第5章 雑則（第<u>23</u>条）</p> <p>（居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等の額の特例の割合）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（保険料率）</p> <p>第7条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応</p>	<p>目次</p> <p>第3章 保険料（第7条—第<u>15</u>条）</p> <p>第4章 罰則（第<u>16</u>条—第<u>20</u>条）</p> <p>第5章 雑則（第<u>21</u>条）</p> <p>（居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等の額の特例の割合）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 法第50条第3項及び法第60条第3項において、居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等の額の特例として規定する「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」は、市長が別に定める。</u></p> <p>（保険料率）</p> <p>第7条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応</p>	<p>目次の字句の改正</p> <p>目次の字句の改正</p> <p>目次の字句の改正</p> <p>項の追加</p> <p>字句の改正</p>

<p>じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,300円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>75,100円</u></p> <p>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定</p>	<p>じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>78,700円</u></p> <p>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。</u>以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
---	--	---

する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法の規定による保護(以下「保護」という。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 84,400円

イ (略)

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロに該当する者を除く。)

する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法の規定による保護(以下「保護」という。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ、第16号ロ、第17号ロ又は第18号ロに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,400円

イ (略)

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ、第16号ロ、第17号ロ又は第18号ロに該当する者を除く。)

字句の改正

字句の改正

字句の改正

<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>85,200円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ又は<u>第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>89,200円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ、<u>第16号ロ、第17号ロ</u>又は<u>第18号ロ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>100,200円</u></p> <p>イ 合計所得金額が200万円以上<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ<u>又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>104,900円</u></p> <p>イ 合計所得金額が200万円以上<u>220万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ、<u>第16号ロ、第17号ロ</u>又は<u>第18号ロ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

	<p>く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>107,100円</u></p> <p>イ <u>合計所得金額が220万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>ロ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）</u>、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ、第16号ロ、第17号ロ又は第18号ロに該当する者を除く。)</p>	<p>号の追加</p>
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>107,300円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、<u>第12号ロ</u>、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ<u>又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>116,100円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ、<u>第16号ロ</u>、<u>第17号ロ</u>又は<u>第18号ロ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>号の繰下げ 字句の改正</p> <p>字句の削除 字句の改正</p>

<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>125,200円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、<u>第13号ロ</u>、<u>第14号ロ</u>、<u>第15号ロ</u>又は<u>第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>134,800円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、<u>第14号ロ</u>、<u>第15号ロ</u>、<u>第16号ロ</u>、<u>第17号ロ</u>又は<u>第18号ロ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>号の繰下げ 字句の改正</p> <p>字句の削除 字句の改正</p>
<p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>143,100円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、<u>第14号ロ</u>、<u>第15号ロ</u>又は<u>第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>153,600円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、<u>第15号ロ</u>、<u>第16号ロ</u>、<u>第17号ロ</u>又は<u>第18号ロ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>号の繰下げ 字句の改正</p> <p>字句の削除及び 改正</p>
<p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>161,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に</p>	<p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>176,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に</p>	<p>号の繰下げ 字句の改正</p>





<p>者 <u>200,300円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(17) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>214,600円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度</u>から<u>平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,200円</u>と</p>	<p>者 <u>224,700円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は<u>次号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(18) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>247,200円</u></p> <p>イ <u>合計所得金額が3,000万円以上5,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>ロ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。</u></p> <p>(19) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>254,600円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度</u>から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,200円</u>と</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>号の追加</p> <p>号の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	---	---

する。

(普通徴収に係る納期)

第9条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 4月1日から同月30日まで

第2期 6月1日から同月30日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 12月1日から同月28日まで

第6期 2月1日から同月末日まで

2及び3 (略)

(普通徴収の特例)

第11条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、当該第1号被保険者について、その者

する。

(普通徴収に係る納期)

第9条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次の表のとおりとする。

第1期	7月1日から同月31日まで
第2期	8月1日から同月31日まで
第3期	9月1日から同月30日まで
第4期	10月1日から同月31日まで
第5期	11月1日から同月30日まで
第6期	12月1日から同月28日まで
第7期	1月1日から同月31日まで
第8期	2月1日から同月末日まで

2及び3 (略)

項の改正

条の削除

の前年度の保険料の額を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収の方法により徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により月割りをもって賦課した場合の前年度の保険料の額は、その者の保険料の額を被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下同じ。）で除して12を乗じた額とする。

3 前2項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以降においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）

第12条 前条第1項の規定によ

条の削除

り保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

第13条から第17条まで

第4章 罰則

第18条及び第19条

第20条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった

第11条から第15条まで

第4章 罰則

第16条及び第17条

第18条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこ

条の繰上げ

条の繰上げ

条の繰上げ及び字句の改正。字句の改正。字句の追加



<p>号) 第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	
---	--	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条に1項を加える改正 平成30年8月1日

(2) 目次の改正、第9条の改正、第3章中第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とし、第14条から第17条までを2条ずつ繰り上げる改正、第4章中第18条を第16条とし、第19条を第17条とする改正、第20条を第18条とする改正、第21条を第19条とする改正、第22条の改正及び同条を第20条とする改正、第5章中第23条を第21条とする改正並びに付則第2条の改正(「第14条」を「第12条」に改める部分に限る。)並びに付則第3項の規定 平成31年4月1日

(保険料に関する経過措置)

2 改正後の第7条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年

度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第9条の規定は、付則第1項第2号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に賦課する保険料について適用し、同日前に賦課した保険料については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の施行による介護保険法(平成9年法律第123号)の改正に伴い所要の改正をするとともに、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料率を定め、普通徴収の賦課方式を変更するほか、所要の改正をするものである。